



一 般 質 問

介護保険事業、来年からどう変わる？



おかざわ きよし
岡沢 議員

各自治体が主体となり料金体系が変わることとなる。



質問 生活支援ボランティアの養成は進んでいるのか。

質問 介護保険事業計画書の要支援者の支援について、「変更点の大きい地域支援事業」、「事業の見直しをする」とはどんな変更点、あるいは見直しか。

答弁 (保健福祉部長) 生活支援サービスを進めるうえで、生活支援ボランティアの位置づけは大切。質の向上を考慮した養成を進めていくが、支援内容の調整が重要となるので、現段階では進んでいないのが現状。

答弁 (保健福祉部長) 訪問介護・通所介護のサービス体系が(介護予防給付から)地域支援事業に移行される。大きな変更点として、住民主体となるサービスが新たに加わり、地域のマンパワーや社会的資源を活用し、サービスの幅を広げることにある。平成29年度利用料については、



質問 現行では、介護保険特別会計の歳入(要支援者分)には、国庫支出金として各種

事業交付金を充てている。来年度以降も、実績に見合った国庫支出金が見込まれるのか。

答弁 (保健福祉部長) 来年度は、交付算定基準が前年度の予防給付費等の実績額×75歳以上の高齢者の伸び率で計算した額となるので、交付金の額に変動が生ずる見込みがある。

交付金の変動により、事業費に影響が出るときには、介護給付費支払い準備基金からの繰り入れを見込んでおり、(一般会計からの)法定外繰り入れは考えてない。

入札参加者資格について

質問 美浦村契約規則第2章第5条で、地方自治法施行令に基づき一般競争入札に参加

できない期間が2年間となっている。1年間にできないか。

答弁 (経済建設部長) 地方自治法施行令第167条の4第2項の7項目に該当する行為は、いずれも悪質なものであり、しかもそれを意図的故意に行った場合の罰則規定となっている。2年間は妥当と考える。



質問 「故意」によるもの、「過失」によるものの判断は？

答弁 (経済建設部長) 7項目に該当するような事象が発生した場合、当事者及び関係者からの聞き取り、客観的事実の検証を基に、法律の専門家の意見を聞きながら判断する。